	補助金交付事務取扱要領 新旧対照表
新	旧
第1章 総則	
(趣旨) 第1条 この要領は、高知県農地農業用施設災害復旧事業費補助金交付要綱に定めるもののにか、高知県農地農業用施設災害復旧事業補助金の取扱いについて必要な事項を定め、補助金交付事務の円滑化及び適正化を図ることを目的とする。 (定義) 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 要綱:高知県農地農業用施設災害復旧事業費補助金交付要綱をいう。 (2) 補助事業者:要綱第2条に規定する補助事業者をいう。 (3) 補助金:要綱第1条に規定する補助金をいう。 (4) 災害システム:高知県災害復旧事業管理システムをいう。 (5) 暫定措置法:農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)をいう。 (6) 暫定措置法施行令:農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令(昭和25年政令第152号)をいう。 (7) 激甚法:激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)をいう。	(趣旨) 第1条 この要領は、高知県農地農業用施設災害復旧事業補助金交付要綱に定めるもののほか、高知県農地農業用施設災害復旧事業補助金の取扱いについて必要な事項を定め、補助金交付事務の円滑化及び適正化を図ることを目的とする。 (定義) 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)要綱 高知県農地農業用施設災害復旧事業補助金交付要綱をいう。 (2)補助事業者要綱第2条に規定する補助事業者をいう。 (3)補助金 要綱第1条に規定する補助金をいう。 (4)災害システム 高知県災害復旧事業管理システムをいう。
(第19条 単価、歩掛り等の通知のとおり)	(単価、歩掛り等の通知) 第3条 知事は、当該年災の単価及び歩掛りについて決定し、総合単価を作成して別記第1 号様式により補助事業者に通知するものとする。 2 知事は、当該年災の1アール当たりの限度額が確定した場合は、その額を別記第2号様 式により補助事業者に通知するものとする。
(第20条 被害の報告のとおり)	(被害の報告) 第4条 補助事業者は、発生した災害の被害を確定し、次に掲げる様式により農業振興センター所長(以下「所長」という。)を経由して知事に報告しなければならない。 (1)別記第3号様式による被害確定報告書 (2)別記第4号様式による被害状況報告 2 前項の規定による報告は、災害が発生した日から15日以内に行わなければならない。た

だし、知事が特に必要があると認めるときは、この期日を繰り下げることができる。

前和朱辰地辰耒州施設火音復口事未 新	旧
	III
(第 21 条 査定のとおり)	(査定) 第5条 農業基盤課長(以下課長という。)は、査定日程について所長に通知し、所長は、別記第5号様式により各補助事業者に通知するものとする。 2 補助事業者は、前項の通知を受けたときは、次に掲げる様式を所長に提出しなければならない。 (1)別記第6号様式による災害査定申請書 (2)査定設計書 (3)別記第7号様式による箇所別調書 (4)別記第8号様式による各地の降雨記録 (5)別記第9号様式による査定野帳 (6)別記第10号様式による査定行程表 3 前項の規定による提出は、当該査定初日から起算して13日前までに行うものとする。ただし、所長が特に必要があると認めるときは、この期日を繰り下げることができる。 4 所長は、第2項の規定により補助事業者から提出された査定設計書を審査し、内容が適当であると認める場合は別記第11号様式による事業補助計画書をもって承認し、返却するものとする。
[削除](第4条第2項 補助率増高の申請のとおり)	(地域指定) 第6条 課長は、激甚指定の告示が公布されたときは、所長に通知し、所長は、その旨を別 記第12号様式により各補助事業者に通知するものとする。
(第4条 補助率増高の申請のとおり)	(補助率増高の申請) 第7条 要綱第5条に規定する書類の様式は、次に掲げるとおりとする。 (1)別記第13号様式による災害復旧事業費補助率増高申請書(連年災害補助率適用申請書)) (2)別記第14号様式による災害復旧事業特別措置適用申請書 (3)前2号に掲げる書類のほか知事が指示する書類 2 前項各号の書類の提出期限は、知事が別途通知するものとする。
[削除](第4条第4項 補助率増高の申請のとおり)	(補助率の通知) 第8条 知事は、当該年災の補助率が確定したときは、別記第15号様式により市町村長に通知するものとする。

新	旧
	(決定通知前工事)
(第5条 補助金交付決定前着工、第22条 決定通知前着工のとおり)	第9条 次の各号に掲げる要綱第7条の決定通知前着工については、当該各号に定めるところにより、知事又は所長の承認を受けるものとする。 (1) 査定前着工(応急本工事) 補助事業者は、査定前に工事(応急本工事)に着手するときは、工事着手前に別記第16号様式により所長を経由して知事に提出し、その承認を受けなければならない。 (2) 事業費決定前着工 補助事業者は、事業費の決定前に工事に着手するときは、工事着手前に別記第17号様式により所長を経由して知事に提出し承認を受けなければならない。 (3) 補助金決定前着工 補助事業者は、補助金額の決定前に工事に着手するときは、工事着手前に別記第18号様式により所長の承認を受けなければならない。 2 知事は、前項の規定による協議書の提出を受けたときは、その内容について審査し、やむをえないと判断した場合は、次の様式により承認する。 (1) 別記第19号様式による査定前着工の承認 (2) 別記第20号様式による事業費決定前着工の承認 (3) 別記第21号様式による補助金決定前着工の承認 3 前項第3号の承認は、所長が行うものとする。
(第23条 事業費の決定通知のとおり)	(事業費の決定通知) 第10条 要綱第8条の規定により、事業費を決定した場合に課長は、その旨を所長に通知し、 所長は、別記第22号様式により各補助事業者に通知するものとする。
(第6条 予算要望調査のとおり)	(予算要望調査) 第11条 補助事業者は、要綱第9条の規定により、報告をする場合は別記第23号様式による 予算要望集計表を所長に提出しなければならない。 2 所長は、前項による報告を受けたときは、管内補助事業者の要望額を取りまとめ、別記 第24号様式により課長に報告しなければならない。
(第7条 割当内示のとおり)	(割当内示) 第12条 要綱第10条の規定により、補助金の割当内示額を決定したときは、農業振興部長は その旨を所長に通知し、所長は、各補助事業者の補助金の内示額を決定して、次の様式に より通知するものとする。 (1) 別記第25号様式による補助金の割当内示 (2) 別記第26号様式による割当内示集計表 (3) 別記第27号様式による災害復旧事業費割当内示額表

新	旧
	2 補助事業者は、前項の通知を受けたときは、災害システムにより災害復旧事業補助計画 書(以下「事業補助計画」という。)を作成し、所長に報告しなければならない。 3 所長は、前項の報告を受けたときは、災害システムにより事業補助計画を集計して課長 に報告しなければならない。
[削除]	(割当通知) 第13条 要綱第11条の規定により、補助金の額が決定したときは、課長はその額を所長に通知し、所長は、管内補助事業者の補助金を決定して、次の様式により補助事業者に通知するものとする。 (1)別記第28号様式による補助金の割当 (2)別記第29号様式による災害復旧事業費割当額通知
(第8条 補助金の交付の申請のとおり)	(補助金の交付の申請) 第14条 要綱第12条の規定する申請書及び関係書類の様式は、次のとおりとし、補助事業者は、所長に提出しなければならない。 (1) 別記第30号様式による災害復旧事業補助金交付申請書 (2) 別記第31号様式による災害復旧事業補助計画書 (3) 別記第32号様式による収支予算書 2 前項の規定による申請書の提出期限は、所長が別に定める。 3 補助事業者が、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。 4 所長は、第1項の申請を受けたときは、別記第33号様式による補助金交付決定通知書により承認するものとする。
(第10条 設計書の審査のとおり)	(設計書の審査) 第15条 補助事業者は、工事着手前に実施設計書を所長に提出し、その承認を受けなければならない。所長は、設計書の内容を審査して、別記第34号様式による審査表をもって承認するものとする。 2 補助事業者は、変更設計書についても前項の規定に準じて所長に提出し、その承認を受

新	(相功並文刊事務取扱委員 利口利思及 旧
	けなければならない。
(第11条 事業補助計画の変更のとおり)	けなければならない。 (事業補助計画の変更) 第16条 要綱第15条の規定により、補助事業者は、事業補助計画に変更(次項に規定する軽微な変更を除く。)を加えようとするときは、次に掲げる書類を所長に提出しなければならない。所長は、当該申請を受けたときは、これを災害システムで課長に報告しなければならない。 (1) 別記第35号様式による災害復旧事業変更承認申請書 (2) 別記第31号様式による災害復旧事業補助計画書 (3) 別記第32号様式による収支予算書 2 前項の規定による軽微な変更とは、次の各号に掲げる変更以外の変更とする。 (1) 事業主体の変更 (2) 施行箇所の変更 (3) 施行箇所ごとの工種(農地については田、畑及びわさび田の区分、農業用施設については、ため池、頭首工、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁りょう、農地保全及び防災のため池の区分をいう。)の全部若しくは一部の変更又は廃止 (4) 施行箇所ごとの工種別の事業量の3割を超える増減 (5) 施行箇所ごとの工種別の工事費の3割を超える増減 (6) 補助事業者の補助金総額の変更 3 所長は、第1項の書類の提出を受けたときは、その内容について審査し、やむを得ないと判断したときは、別記第36号様式により承認するものとする。なお、所長は、前項第6号に該当する場合は別記第37号様式による補助金交付決定変更通知書を併せて通知する。 4 補助事業者は、やむを得ず事業補助計画の事業完了延期が必要となったときは、別記第38号様式により所長に申請し、その承認を得なければならない。
	5 所長は、前項の規定による申請を受けた場合で、この内容を審査してやむを得ないと認めるときは、別記第39号様式により承認し、課長に報告しなければならない。
(第24条 事業計画の変更のとおり)	(事業計画の変更) 第17条 要綱第15条の規定により、補助事業者は災害復旧事業計画(以下「事業計画」とい
	う。) に、次項に規定する軽微な変更が生じたときは、次の様式により所長を経由して知 事の承認を受けなければならない。
	(1) 別記第40号様式による災害復旧事業計画変更申請書
	(2) 別記第41号様式による災害復旧事業計画変更地区別一覧表

新	
	2 前項に規定する軽微な変更とは、次の各号に掲げる変更(以下「重要変更」という。)
	以外の変更とする。
	(1)工法変更
	(2) 施行箇所の変更
	(3) 工事費の額が3割を超えるもの
	(4) 工事費の額の変動が200万円を超えるもの
	(5) 主要な工事の形状、寸法、材質又は位置の変更
	(6) 廃工(部分廃工)による変更
	(7)農地面積の変更
	3 補助事業者は、補助事業の変更の内容が重要な変更に該当するときは、第1項に規定す
	る書類に加え、次に掲げる様式により第15条に規定する所長の審査を受けた後、知事の承
	認を受けなければならない。
	(1)別記第42号様式による計画変更審査表
	(2) 別記第43号様式による計画変更審査票
	(3) 別記第34号様式による審査表
	(4) 別記第44号様式による事業費変動内訳整理表
	(5) 別記第45号様式による事業費変動理由整理表
	(6) 設計書
	(7) 前各号に掲げる書類のほか当該変更についての説明資料
	4 補助事業者は、第2項第6号に該当する重要変更をしようとするときは、前項に規定す
	る書類に加え、別記第46号様式による災害復旧事業廃止申請書を所長を経由して、知事に
	提出し、その承認を受けなければならない。
	5 知事は、第1項、第3項及び前項の申請を受けた場合で、この内容について審査しやむ
	を得ないと認めるときは次に掲げる様式により承認するものとする。
	(1)別記第47号様式による災害復旧事業計画変更の承認
	(2)別記第41号様式による災害復旧事業計画変更地区別一覧表
	(地区城上37 工民)
	(地区竣しゅん工届) 第18条 補助事業者は、地区事業(割り当てられた地区の補助事業をいう。この項及び第24
(第12 末 - 坂工/田及い(映道のこわり)	第18条 補助事業有は、地区事業(割り自てられた地区の補助事業をいう。この項及の第24 条において同じ。)完了後に別記第48号様式による地区竣しゅん工届を所長に提出し、検
	を受けなければならない。ただし、地区事業ごとに最終工期から30日以内に検査を完了
	重を文けなりないならない。 たたし、地区争未ことに取於工物が500日以内に恢宜を元」 しなければならない。
	2 所長は、前項の届出を受けたときは、検査職員を任命し、当該検査職員は、別記第49号
	様式による検査復命書により、検査内容について所長に報告しなければならない。 なお、

新	旧 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图
₩।	The state of the s
	検査内容については、原則として現地確認とするが、100万円以下の工事であって現地が
	工事写真等で確認することができるものについては、書類審査のみとすることができる。
	(実績報告等)
(第 13 条 実績報告等のとおり)	第19条 要綱第16条の規定による実績報告及び関係書類の様式は、次に掲げるとおりとし、
	補助事業者は、所長に提出しなければならない。
	(1)別記第50号様式による災害復旧事業実績報告書
	(2) 別記第51号様式による災害復旧事業成績書
	(3) 別記第52号様式による収支精算書
	(4) 別記第53号様式による請負及び竣しゅん工検査調書
	(5) 別記第54号様式による取得財産調書
	(6) 別記第55号様式による残材料調書
	2 第14条第3項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告を
	提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、
	これを補助金額から減額して報告しなければならない。
	3 第14条第3項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告
	を提出した後において、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額等が確定
	した場合は、その金額等を別記第56号様式による消費税仕入控除税額等報告書により速や
	かに所長に報告するとともに、所長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。
	4 所長は、補助事業者から実績報告を受けたときは、これを災害システムで課長に報告し
	なければならない。
	(年度終了実績報告)
(第 14 条 年度終了実績報告のとおり)	第20条 要綱第17条に規定する年度終了実績報告及び関係書類の様式は、次に掲げるとおり
(A) II A DOMETICAL AND A PARTICIPATION OF THE PAR	とし、補助事業者は、所長に提出しなければならない。
	(1) 別記第57号様式による災害復旧事業年度終了実績報告書
	(2) 別記第58号様式による災害復旧事業年度内実績表
	(Interference of the Company)
	(概算払の請求手続)
(第15条 概算払請求のとおり)	第21条 要綱第18条に規定される概算払を請求するときの様式は、次に掲げるとおりとし、
	補助事業者は、所長に提出しなければならない。
	(1) 別記第59号様式による概算払請求書
	(2) 別記第60号様式による概算払請求内訳表

新	旧
(第16条 繰越承認申請のとおり)	(繰越承認申請) 第22条 要綱第19条に規定する繰越しの承認の申請の様式は、次に掲げるとおりとし、補助 事業者は、所長に提出しなければならない。 (1) 別記第61号様式による繰越承認申請書 (2) 別記第62号様式による繰越計算書内訳表 (3) 別記第63号様式による箇所別調書及び理由書 2 所長は、前項の規定による申請を受けたときは、課長に報告し、課長は当該繰越について中国四国農政局長への申請をする。 3 前項の中国四国農政局長の承認を得た場合は、所長は別記第64号様式による繰越承認通知により補助事業者にその旨を通知する。 (補助金の額の確定)
(第 18 条 補助金の額の確定のとおり)	第23条 要綱第20条の規定による様式は、次に掲げるとおりとし、検査者は、所長に報告しなければならない。 (1)別記第65号様式による補助金検査調書兼確定書 (2)第18条第2項に規定する書類 (3)第19条第1項に規定する書類 2 所長は、前項の規定による報告を受けたときは、補助金の確定額を別記第66号様式による補助金の額の確定通知についてにより、当該補助事業者に通知しなければならない。ただし、確定額が交付決定額と同額のときは、この限りでない。
(第25条 竣工認定のとおり)	(竣しゅん工認定) 第24条 県が行う竣しゅん工認定については、第18条の地区事業の検査の完了及びその確認 並びに前条の補助金の額の確定をもってこれとみなす。
(その他) 第3条 補助事業者は、事務の効率化のため、災害システムの使用に努めなければならない。	(その他) 第25条 補助事業者は、事務の効率化のため、災害システムの使用に努めなければならない。
第2章 補助金事務 (補助率増高の申請) 第4条 災害復旧事業の補助率は、次に掲げる規定により増高されるため、適用条件を満たす場合は、市町村長は申請を行わなければならない。	

新 新 H

- (1) 暫定措置法第3条第3項の規定による単年災害に係る補助率の嵩上げ
- (2) 暫定措置法第3条の2の規定による連年災害に係る補助率の嵩上げ
- (3) 激甚法第5条の規定による補助の特別措置の適用
- 2 農業基盤課長(以下「課長」という。)は、激甚指定の政令が公布されたときは、第23 号様式による特別措置対象地域の通知により各補助事業者に通知するものとする。
- 3 第1項の補助率の嵩上げを受けようとする市町村長は、課長が指定する期日までに次に 掲げる様式を知事に提出しなければならない。
 - (1) 第24号様式による補助率増高申請書(連年災害補助率適用申請書)
 - (2) 第25号様式による特別措置適用申請書
 - (3) 前2号に掲げる書類のほか知事が指示する書類
- 4 知事は、当該年災の地域指定及び補助率が確定したときは、第26号様式による補助率決定通知により市町村長に通知するものとする。

(補助金交付決定前着工)

- 第5条 補助事業者は、補助金額の決定前に工事に着手するときは、工事着手前に第20号様式による補助金交付決定前工事着手申請書により農業振興センター所長(以下「所長」という。)を経由して知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容について審査し、やむを得ないと判断した場合は、第27号様式による補助金決定前着工の承認により承認する。

(予算要望調查)

- 第6条 補助事業者は、所長から予算要望調査の依頼を受けたときは、所長が指定する期日 までに第28号様式による予算要望集計表(市町村別)により予算要望額を所長に報告し なければならない。
- 2 所長は、前項による報告を受けたときは、管内補助事業者の要望額を取りまとめ、第29 号様式による予算要望集計表(センター別)により課長に報告しなければならない。

(割当内示)

- 第7条 農業振興部長は、補助金の割当内示額を決定したときは、次に掲げる様式により補助事業者に通知するものとする。
- (1) 第30号様式による補助金の割当内示
- (2) 第31号様式による補助金割当内示額表
- 2 補助事業者は、前項の通知を受けたときは、災害システムにより災害復旧事業補助計画

新 旧

3 所長は、前項の報告を受けたときは、災害システムにより事業補助計画を集計して課長に報告しなければならない。

書(以下「事業補助計画」という。)を作成し、所長に報告しなければならない。

(補助金の交付の申請)

- 第8条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、要綱第4条に基づき、所長が指定する期日までに次に掲げる様式を所長に提出しなければならない。
 - (1) 第1号様式による補助金交付申請書
 - (2) 第2号様式による災害復旧事業補助計画書
 - (3) 第3号様式による収支予算書
- 2 補助事業者が、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第9条 所長は、前条第1項の規定による申請が適当であると認めたときは、第32号様式による補助金交付決定通知書により承認するものとする。ただし、要綱第6条に掲げるいずれかに反すると認めたときは、交付決定承認後でも補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(設計書の審査)

- 第10条 補助事業者は、要綱第12条に基づき、工事着手前に、実施設計書に第21号様式 による審査表を添えて所長に提出し、その承認を受けなければならない。なお、変更設計 書についても同様とする。
- 2 所長は、前項の規定による設計書の提出を受けたときは、設計書の内容を審査し、適当であると認めたときは、同項の審査表により承認するものとする。

(事業補助計画の変更)

第11条 補助事業者は、事業補助計画の変更(次項に規定する軽微な変更を除く。)をしようとするときは、次に掲げる書類を所長に提出し、承認を得なければならない。また、所

「新設)

旧

長は、当該申請を受けたときは、これを災害システムで課長に報告しなければならない。

- (1) 第4号様式による変更承認申請書
- (2) 第2号様式による災害復旧事業補助計画書
- (3) 第3号様式による収支予算書
- 2 前項の規定による軽微な変更とは、次の各号に掲げる変更以外の変更とする。
 - (1) 事業主体の変更
 - (2) 施行箇所の変更
 - (3) 施行箇所ごとの工種(農地については田、畑及びわさび田の区分並びに農業用施設

については、ため池、頭首工、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、農地保全及び防災のた

め池の区分をいう。)の全部若しくは一部の変更又は廃止

- (4) 施行箇所ごとの工種別の事業量の30%を超える増減
- (5) 施行箇所ごとの工種別の工事費の30%を超える増減
- (6) 補助事業者の補助金総額の変更
- 3 所長は、第1項の書類の提出を受けたときは、その内容を審査し、<u>適当と認めた</u>ときは、 次に掲げる様式により承認するものとする。 なお、所長は、前項第6号に該当する場合は、 次に掲げる様式により補助金交付決定変更通知書を併せて通知する。
 - (1) 第33号様式による変更申請書の承認
 - (2) 第34号様式による補助金交付決定変更通知書
- 4 補助事業者は、やむを得ず事業補助計画の事業完了延期が必要となったときは、第35号 様式による完了延期の申請により所長に申請し、その承認を得なければならない。
- 5 所長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、やむを得ないと認めたときは、第36号様式による完了延期の承認により承認し、課長に報告しなければならない。

(竣工届及び検査)

- 第12条 補助事業者は、箇所事業(割り当てられた箇所の補助事業をいう。)完了後に第37 号様式による竣工届により竣工届を所長に提出し、検査を受けなければならない。なお、 箇所事業ごとに竣工日から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに検 査を完了しなければならない。ただし、繰越箇所については、繰越承認工期までに県の検 査を完了しなければならない。
- 2 所長は、前項の届出を受けたときは、検査職員を任命し、当該検査職員は、第38号様式 による検査復命書により、検査内容について所長に報告しなければならない。
- 3 検査内容については、原則として現地確認とするが、200万円以下の工事であって現地が

旧

工事写真等で確認することができるものについては、書類審査のみとすることができる。

(実績報告等)

- 第13条 補助事業者は、要綱第8条の規定による実績報告及び関係書類を次に掲げる様式 により、所長に提出しなければならない。
- (1) 第8号様式による災害復旧事業実績報告書
- (2) 第9号様式による災害復旧事業成績書
- (3) 第10号様式による収支精算書
- (4) 第11号様式による請負及び竣工検査調書
- (5) 第12号様式による取得財産調書
- (6) 第13号様式による残材料調書
- 2 第8条第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告を 提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、 これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第8条第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告を提出した後において、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額等が確定した場合は、第14号様式による消費税仕入控除税額等報告書により速やかに所長に報告するとともに、所長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。
- 4 所長は、補助事業者から実績報告を受けたときは、これを災害システムで課長に報告しなければならない。

(年度終了実績報告)

- 第14条 補助事業者は、要綱第10条に規定する年度終了実績報告及び関係書類を次に掲げる様式により、所長に提出しなければならない。
- (1) 第18号様式による災害復旧事業年度終了実績報告書
- (2) 第19号様式による災害復旧事業年度内実績表

(概算払請求)

- 第15条 補助事業者は、要綱第7条に規定する概算払を請求するときは、次に掲げる様式 を所長に提出しなければならない。
- (1) 第6号様式による概算払請求書
- (2) 第7号様式による概算払請求内訳表

(繰越承認申請)

新	旧
第16条 要綱第9条に規定する繰越しの承認の申請の様式は、次に掲げるとおりとし、補助事業者は、所長に提出しなければならない。 (1) 第15号様式による繰越承認申請書 (2) 第16号様式による繰越計算書内訳表 (3) 第17号様式による簡所別調書及び理由書 2 所長は、前項の規定による申請を受けたときは、課長に報告し、課長は当該繰越について四国財務局長への申請をする。 3 前項の四国財務局長の承認を得た場合は、所長は第39号様式により補助事業者にその旨を通知する。	
(遂行状況報告) 第17条 要綱第13条に規定する補助事業の遂行状況報告の様式は、第22号様式によるものとし、補助事業者は、所長に提出しなければならない。 2 所長は、前項の規定による報告を受けたときは、課長に報告しなければならない。	
(補助金の額の確定) 第18条 所長は、要綱第8条による実績報告を補助事業者から受けたときは、次に掲げる様式により補助金額を確定するものとする。 (1) 第40号様式による補助金検査調書兼確定書 (2) 第12条第2項に規定する書類 (3) 第13条第1項に規定する書類 2 所長は、前項の規定による報告を受けたときは、補助金の確定額を第41号様式による補助金の額の確定通知により、当該補助事業者に通知しなければならない。ただし、確定額が交付決定額と同額のときは、この限りでない。	[新設]
第3章 事業事務 (単価、歩掛り等の通知) 第19条 知事は、当該年災の単価及び歩掛りについて、次に掲げる様式により補助事業者に通知するものとする。 (1) 第42号様式による単価及び歩掛り通知 (2) 第43号様式による査定用総合単価通知	

新

(被害の報告)

- 第20条 補助事業者は、発生した災害の被害を確定し、次に掲げる様式により<mark>所長</mark>を経由して知事に報告しなければならない。
- (1) 第44号様式による被害確定報告書
- (2) 第45号様式による被害状況報告
- (3) 第46号様式による査定行程表
- 2 前項の規定による報告は、災害が発生した日から 15 日以内に行わなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この期日を繰り下げることができる。なお、被害確定報告後はその内容について変更できない。

(査定)

- 第21条 課長は、査定日程について所長に通知し、所長は、第47号様式による災害査定通知様式により各補助事業者に通知するものとする。
- 2 補助事業者は、前項の通知を受けたときは、次に掲げる様式を当該査定初日から起算して13日前までに所長に提出しなければならない。ただし、所長が特に必要があると認めるときは、この期日を繰り下げることができる。
- (1) 第48号様式による災害査定申請書
- (2) 第49号様式による査定票、事業補助計画書、補助計画概要書及び事業費総括表を添えた査定設計書
- (3) 第50号様式による箇所別調書
- (4) 第51号様式による各地の降雨記録
- (5) 第52号様式による査定野帳
- 3 所長は、第2項の規定により補助事業者から提出された査定設計書を審査し、内容が適 当であると認める場合は、前条第2号に掲げる事業補助計画書をもって承認し、及び返却 するものとする。

(決定通知前着工)

- 第22条 補助事業者は、査定前または事業費決定前に工事(応急本工事)に着手するときは、工事着手前に次に掲げる各様式により所長を経由して知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- (1) 第53号様式による査定前着工協議
- (2) 第54号様式による事業費決定前着工協議
- 2 知事は、前項の規定による協議書の提出を受けたときは、その内容について審査し、やむを得ないと判断した場合は、次に掲げる様式により承認する。

新

- (1) 第55号様式による査定前着工の承認
- (2) 第56号様式による事業費決定前着工の承認

(事業費の決定通知)

第23条 暫定措置法施行令第3条第1項の規定による事業費の決定通知を受けたときは、 課長はその旨を所長に通知し、所長は第57号様式による事業費決定通知により各補助事業者に通知するものとする。

(事業計画の変更)

- 第24条 補助事業者は、災害復旧事業計画(以下「事業計画」という。)に、次項に規定する軽微な変更が生じたときは、次の各号に掲げる様式により所長を経由して知事の承認を得なければならない。
- (1) 第58号様式による災害復旧事業計画変更申請書
- (2) 第59号様式による災害復旧事業計画変更地区別一覧表
- 2 前項に規定する軽微な変更とは、次の各号に掲げる変更(以下「重要変更」という。) 以外の変更とする。
 - (1) 工法変更
 - (2) 施行箇所の変更
 - (3) 変更額が変更前の工事費の額の30% (その額が200万円を超える場合は200万円) の 増減を超えるもの
 - (4) 主要な工事の形状、寸法、材質又は位置の変更
 - (5) 廃工(部分廃工)による変更
 - (6) 農地面積の変更
- 3 補助事業者は、事業計画の変更の内容が重要変更に該当するときは、第1項に規定する書類に加え、次に掲げる様式により第10条に規定する所長の審査を受けた後、知事の承認を得なければならない。
 - (1) 第60号様式による計画変更審査表
 - (2) 第61号様式による計画変更審査票
 - (3) 第21号様式による審査表
 - (4) 第62号様式による事業費変動内訳整理表
 - (5) 第63号様式による事業費変動理由整理表
 - (6) 設計書
 - (7) 前各号に掲げる書類のほか当該変更についての説明資料
- 4 補助事業者は、第2項第5号に該当する重要変更をしようとするときは、前項に規定する

高知県農地農業用施設災害復旧事業補助金交付事務取扱要領 新旧対照表

同和於辰地辰未用他故火告復口爭未	用切亚文门事物以恢安员 初日内黑衣
新	旧
書類に加え、第64号様式による災害復旧事業廃止申請書により所長を経由して、知事に提	
出し、その承認を得なければならない。	
5 知事は、第1項、第3項及び前項の申請を受けた場合で、この内容について審査しやむを	
得ないと認めたときは、次に掲げる様式により承認するものとする。	
(1) <mark>第65号様式</mark> による災害復旧事業計画変更の承認	
(2) 第59号様式による災害復旧事業計画変更地区別一覧表	
(竣工認定)	
第25条 県が行う <mark>竣工</mark> 認定については、第12条の検査の完了及び第18条の補助金の額の	
確定をもってこれとみなす。	
附 則 この要領は、平成19年度から適用する。	附 則 この要領は、平成19年度から適用する。
附 則 この要領は、平成21年6月1日から適用する。	附 則 この要領は、平成21年6月1日から適用する。
附 則 この要領は、平成23年10月14日から適用する。	附 則 この要領は、平成23年10月14日から適用する。
附 則 この要領は、平成26年4月16日から適用する。	附 則 この要領は、平成26年4月16日から適用する。
附 則 この要領は、平成29年4月20日から施工し、平成29年度事業から適用する。	